

建築物衛生法施行規則改正案への意見募集結果



厚生労働省は建築物衛生法施行規則改正案への意見(パブリックコメント)募集結果をまとめ、発表しました。昨年(2003年)10月31日から11月28日まで実施していたもので、寄せられた意見は5件で、いずれも水道水質基準に関する内容のものでした。

寄せられた意見とそれに対する回答は下記の通りです。

- 1 有機物については平成17年度から実施とあるが、水道法に基づく測定では、健発第1010004号(平成15年10月10日)に基づき、準備できる場合には有機物での測定を認めている。建築物における衛生環境の確保に関する法律においても同様にしていきたい。

答 ご意見のとおりとする予定です。

- 2 現在、6ヶ月に1回行う15項目の中で、省略不可項目(10項目)があるが、改正後も省略不可項目は残るのか。

答 現行の制度において、6ヶ月以内ごとに1回の測定を義務づけている項目については、従前のとおりとする予定です。

- 3 地下水供給開始前は水道水質基準に関する省令の上欄に掲げる全ての項目を行うと規定されているが、ホウ素、1,4-ジオキサン、アルミニウム、ジェオスミン、2-MIB、非イオン界面活性剤は除いて良いということなのか。

答 ホウ素及びその化合物、1,4-ジオキサン、アルミニウム及びその化合物、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤を含め、水道水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の上欄に掲げる全ての項目を測定することとする予定です。

- 4 消毒副生成物については追加するとの趣旨であるが、「水質基準の見直しにおける検討概要」では塩化シアンについても消毒副生成物として規定されている。建築物における衛生環境の確保に関する法律においても規定すべきではないか。

答 今般新たに消毒副生物の観点から水道水質基準省令に追加された項目については、これまでの総トリハロメタンに係る項目と同様に毎年の測定を義務づけることを予定しており、シアンについても同様とする予定です。

- 5 消毒副生成物の1年に1回は現行どおり6月~9月ということか。

答 御意見のとおりです。

資料: 2003年12月19日付 化学工業日報、厚生労働省ホームページ

生活環境箇所 小林 正幸

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

